

## 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程（改正後）

（趣旨）

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、協議会の指示を受け、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第4条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会は、路線バス網再編検討分科会及びオレンジゆずるバス検討分科会を設置する。

2 オレンジゆずるバス検討分科会は市民部会及び専門部会を設置する。

3 路線バス網再編検討分科会は路線バス網の再編検討を行うものとし、オレンジゆずるバス検討分科会はオレンジゆずるバスの検討を行うものとする。

4 分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

（分科会長及び副分科会長）

第4条 各分科会に、次の役員を置く。

（1）分科会長 1名

（2）副分科会長 1名

2 分科会長、副分科会長は、相互に兼ねることはできない。

（分科会長）

第5条 路線バス網再編検討分科会分科会長は、別表1の1の項に掲げる者、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、別表2の（専門部会）の1の項に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

3 路線バス網再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表1の中から、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、副分科会長を別表2の（市民部会）の中から指名する。

4 オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、専門部会の部会長を兼ね、専門部会の会務を総理する。

（副分科会長）

第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は、協議会の委員となる。

3 オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は、市民部会の部会長を兼ね、市民部会の会務を総理する。

（会議）

第7条 オレンジゆずるバス検討分科会の会議は、市民部会又は専門部会を個別若し

くは合同で開催するものとし、各分科会は協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。

2 オレンジゆずるバス検討分科会の部会が合同の場合は、分科会長が座長となり、個別の場合は、部会長が座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。

(報告)

第8条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、箕面市地域創造部交通政策室において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成22年5月14日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附則

この規程は、平成28年11月28日から施行する。

附則

この規程は、平成30年12月28日から施行する。

附則

この規程は、令和2年10月29日から施行する。

別表（第3条関係）

（路線バス網再編検討分科会）

|    | 構 成 員                              |
|----|------------------------------------|
| 1  | 大阪大学 大学院 工学研究科 教授                  |
| 2  | 富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授      |
| 3  | 阪急電鉄株式会社の代表                        |
| 4  | 北大阪急行電鉄株式会社の代表                     |
| 5  | 大阪モノレール株式会社の代表                     |
| 6  | 阪急バス株式会社の代表                        |
| 7  | 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所 出張所長 |
| 8  | 大阪府 池田土木事務所 担当                     |
| 9  | 箕面市 みどりまちづくり部 道路管理室長               |
| 10 | 箕面警察署の代表                           |
| 11 | 箕面市 地域創造部 副部長                      |
| 12 | 箕面市 健康福祉部 健康福祉政策室長                 |
| 13 | 箕面市 地域創造部 箕面営業室長                   |
| 14 | 公募市民                               |
| 15 | 公募市民                               |

（オレンジゆずるバス検討分科会）

（専門部会）

|   | 構 成 員                              |
|---|------------------------------------|
| 1 | 富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 准教授      |
| 2 | 阪急バス株式会社の代表                        |
| 3 | 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所の担当係長 |
| 4 | 大阪府 池田土木事務所 地域支援・企画課 課長補佐          |
| 5 | 箕面市 みどりまちづくり部 道路管理室長               |
| 6 | 箕面市 市政統括 政策推進室長                    |
| 7 | 箕面市 健康福祉部 健康福祉政策室長                 |
| 8 | 箕面市 地域創造部 副部長                      |

(市民部会)

|    | 構 成 員                                              |
|----|----------------------------------------------------|
| 1  | みのおの交通を考える会の代表                                     |
| 2  | 栗生第二住宅自治会の代表                                       |
| 3  | 自転車道ネットワーク公募市民の代表                                  |
| 4  | 箕面商工会議所の代表                                         |
| 5  | 大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（COM）                             |
| 6  | 株式会社ジェットの代表                                        |
| 7  | 東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）                   |
| 8  | 株式会社ビーバーレコードの代表（ビーバーワールド）                          |
| 9  | 学校法人大阪青山学園の代表                                      |
| 10 | 有限会社箕面自動車教習所の代表                                    |
| 11 | 平成21年度分科会員の特定不便地域、Mバス利用者、公募市民、障害者団体の各代表うち、参画を希望する者 |
| 12 | 公募団体（利用促進実施）の代表                                    |
| 13 | 連携計画の作成及び評価見直しに携わった住民                              |